

主な指導事例

1 減額（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）

概 要
<p>大規模小売事業者であるA社は、自社で消費者の注文を受けてから加工した上で引き渡す衣料品等について、消費税率引上げ前に注文を受けて平成26年4月1日以後に消費者に引き渡す場合には、消費税率引上げ後も小売価格（税込価格）が据え置かれるように値引き販売することとし、当該商品の納入業者（特定供給事業者）に対して、小売価格の値引き額の半額相当額を負担させていた。</p>
<p>食料品等の小売業者であるB社は、自社で販売する食料品等の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日からの消費税率引上げに対応するため、仕入商品ごとに単価（税抜価格）に仕入数量を乗じて計算した仕入価格（税抜価格）について1円未満の端数を切り捨てた金額を算出し、その合計した金額に消費税率を乗じた金額を支払う方法を採用していた。</p>

2 買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

概 要
<p>製造業者であるC社は、部品の製造委託をしている製造業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に納品されるものについて、発注の際に消費税率5パーセントで計算した金額を記載した注文書を発行していた。</p>
<p>大規模小売事業者であるD社は、自社店舗の駐車場に係る賃借料を消費税を含む額で契約している賃貸人（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく消費税込みの賃借料を据え置いていた。</p>
<p>製造業者であるE社は、金属加工等を委託している製造業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の納入単価について、一定率の値引きを要請した。</p>
<p>製造業者であるF社は、材料の加工を委託している製造業者（特定供給事業者）に対し、消費税率引上げ分を上乗せした金額よりも低い委託代金を定めて支払っていた。</p>

3 利益提供の要請（消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号）

概 要
<p>大規模小売事業者であるG社は、自社で販売する衣料品等の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴い、自社の費用負担を明確にすることなく、値札の様式を消費税率の引上げに対応したものに變更し、当該値札を貼付して納入することを要請した。</p>
<p>大規模小売事業者であるH社は、自社で販売する衣料品等の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴い、人件費を負担することなく、納入する商品について新値札用シールの貼付作業を要請した。</p>